

# 化学物質 自律的管理の第一歩



化学物質による労働災害を防ぐためには、その危険性や有害性を認識し、危険または健康障害を生じるおそれの 程度を見積り、リスクの低減対策を検討し、実施することが重要です。この一連の取り組みをリスクアセスメントとい います。その第一歩として使用しているものが対象物質であるか確認し、適切にリスクアセスメントを実施しましょう。

## ① リスクアセスメント対象物の確認

#### I. SDS(安全データシート)がある場合 例)水酸化カルシウム



まず、塗料やシンナーなど、提供された化学品の SDS の「15.適用法令」を確認します。「労働安全衛生法 第 57条の適用あり」、「労働安全衛生法 表示(または通知)対象物」などの記載があれば、リスクアセスメントの実施義務対象物質が成分として含まれていることになります。

どの物質がリスクアセスメント対象物か書かれていない場合には、「3.組成及び成分情報」に記載された各成分の情報から「職場のあんぜんサイト」に掲載されている表示・通知対象物のリスト等で確認をします。

化学物質には複数の名称がある場合もあるため、CAS 番号での検索がおすすめです。検索した結果、該当すれば、リスクアセスメント対象物です。

(裾切値未満や主として一般消費者の生活 の用に供されるための製品は対象外です)



#### II. SDS がない場合

ラベル等に表示された化学物質名を「職場のあんぜんサイト」で確認し、対象であればメーカーからSDSを入手しましょう。化学物質名の記載がない場合は、メーカーに問い合わせる等の方法により、リスクアセスメント対象物であるか確認をします。特に、ラベルで絵表示を確認したら、リスクアセスメント対象物以外にも危険有害性を有する化学品は多く存在していることから、SDS で詳細を確認し、リスクアセスメントを実施するよう努めてください。



### ② リスクアセスメントの実施

CREATE - SIMPLE は、作業条件(含有率、換気、作業時間、保護具等)等を考慮することから コントロール・バンディングより精緻にリスクアセスメントを実施することができます。



## ③ その他の自律的管理

化学物質の自律的管理は、「化学物質管理者の選任」、「濃度基準値設定物質の管理」、「ばく露に関する労働者意見聴取」、「適切な保護具の選定」等、多岐にわたります。左下パンフレットのチェックリストを活用し、適切に自律的管理を行いましょう。

